

鶴岡市意思疎通支援者(手話通訳者、要約筆記者)派遣のルール

みなさんの意思疎通を円滑にするため、守っていただきたいルールがあります。
思いやりの心をもって、笑顔の花が咲くコミュニケーションをしましょう♪

◇支援者派遣の対象になるもの



- ◎公的機関における申請・相談等
- ◎医療機関における診察・検査等
- ◎就職等の手続
- ◎聴覚障害者等の参加が予想される講演等

◆支援者派遣の対象にならないもの



- ×営利目的
- ×政治団体及び宗教団体の活動
- ×庄内地域外への派遣

◇利用時間（原則として）

AM9:00~PM5:00の間で、1回につき4時間以内（1週間当たり2回まで）

◆申し込み

7日前までに申請書に記入して申請

（申請書は福祉課 障害福祉係窓口、鶴岡市役所ホームページにあります）

FAXでの申請（25-9500）も可

◇注意事項

- ・派遣内容によっては派遣ができる場合もあるので、事前にご相談ください。
- ・派遣条件を満たしていても予約で一杯の場合、派遣できないこともあります。

